

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成11年4月1日に、資格喪失日に係る記録を12年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から12年4月1日まで

私は申立期間においてA社のB支店に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間においてA社のB支店に勤務していたことが認められる。

また、申立人は「支店のかぎを渡されており、支店の開け閉めを行っていた。支店の売上げをまとめたり、売上げを銀行の夜間金庫へ持って行ったりしていた。」と供述しているところ、申立人と一緒に申立事業所のB支店に勤務していた複数の同僚は、「申立人は支店の開け閉め、売上げの計算等を行っており、そういったことができるのは正社員だけであった。」と回答している。

さらに、申立期間当時、申立事業所の事務担当者であった者は、「当時、正社員であった場合は厚生年金保険及び雇用保険に同時に加入するのが一般的であった。」と回答しているほか、申立事業所の後継事業所であるC社D支店は、「当時の資料等は保存されていないが、勤務していた者が正社員であった場合、厚生年金保険料を給与から控除しており、入社と同時に厚生年金保険及び雇用保険に加入させていたと推測する。」と回答している。

加えて、申立人の上司及び同僚は、申立期間当時、申立事業所のB支店で勤務していた正社員は、申立人を含め4人であったと供述しているところ、オンライ

ン記録によると、申立人を除く3人についてはいずれも申立期間に申立事業所において、厚生年金保険の被保険者であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と一緒に申立事業所のB支店で勤務していた同僚の記録から判断すると、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該事業所に係る被保険者縦覧照会回答票には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険庁（当時）の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年7月30日まで
社会保険事務所(当時)に年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されていると回答があったが、私は脱退手当金を受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年11か月後の昭和23年6月18日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が当時受給可能であったのは、いわゆる短期脱退手当金であるが、申立人は自己の申出により退職したと述べているところ、当該脱退手当金の支給対象となる厚生年金保険被保険者資格喪失要件に自己の都合によるものは無く、申立人の婚姻日が昭和31年3月*日であることが申立人の戸籍で確認できることから、支給要件である女子たる被保険者が婚姻のため厚生年金保険被保険者資格を喪失したことによるものには該当しない。

さらに、複数の同僚が戦争終結後も申立事業所の縮小等は無かったと供述している上、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後2ページに記載されている被保険者のうち、オンライン記録で厚生年金保険被保険者記録が確認できる27名について検証したところ、申立人と同時期に多数の被保険者が一斉に資格喪失している形跡は見られないことから、支給要件である戦争終結による事業所の縮小等により資格を喪失したことによるものにも該当するとは考え難く、支給記録自体に疑義がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

岩手厚生年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 7 日まで
申立期間の年金記録を確認したところ、脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。
しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている厚生年金保険被保険者期間が2年以上ある女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 4 月 7 日の前後約2年以内に被保険者資格を喪失した者8人について脱退手当金の支給状況を確認したところ、申立人を含め5人に脱退手当金の支給記録があり、全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時の同僚が、「総務課において従業員に代わって脱退手当金請求手続を行っていたと思う。」と供述している。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表記があるとともに、脱退手当金が支給決定された時期に押印されたとみられる日付印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 28 年 12 月 15 日から 29 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 28 年 3 月に高校を卒業し、同年 4 月 1 日付けでA社に就職し、約 1 年間勤務した。しかし、社会保険事務所（当時）に確認したところ、勤務期間の一部について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち申立期間①については、同僚の供述により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、当該事業所は昭和 40 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、管轄する法務局に照会したが、商業登記簿等はないことから、事業主の連絡先が不明であり、申立内容を裏付ける関連資料を得ることができなかった。

また、申立人と一緒に当該事業所に入社した同僚は、申立人が昭和 28 年 4 月 1 日から同年 12 月まで勤務していたことは記憶しているが、正確な退職年月日については不明と回答し、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録によると、申立人と同日の同月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、昭和 28 年 12 月 1 日資格取得、同月 15 日資格喪失と記録されているほか申立人の加入記録は無く、申立人は、同事業所における退職時期の記憶は曖昧^{あいまい}であり、同僚からも申立期間

②における申立人の勤務実態について明確な証言は得られなかった。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月1日から34年1月1日まで
私はA社の取引先の紹介で昭和32年9月1日から同社に勤務していた。入社
社の条件として3か月の臨時雇用期間後に厚生年金保険に加入することになっ
ており、同年12月1日から厚生年金保険に加入しているはずなので、私が申
立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認
できる。

しかし、当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名
簿の備考欄に「34.10.15 実地調査 取得年月日訂正」と記載され、資格取得日
が昭和34年7月1日から同年1月1日に訂正されていることが確認できると
ころ、申立人が同時期に入社したとして名前を挙げた当該事業所の事務担当者は
「私は昭和33年3月に入社したが、会社に労務関係の調査が入ったため、私は
34年9月から厚生年金保険に加入することになった。」と供述している。

また、当該名簿によると、申立人が前任者として名前を挙げた同僚は当該事業
所において厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できるところ、当該事
業所の事務担当者は「当時は一定期間様子を見てから厚生年金保険に加入させて
いた。」と供述している。

さらに、商業登記簿謄本に記載された申立期間当時の代表取締役は既に死亡し
ており、昭和58年の会社清算時の取締役に照会したが回答を得られず、申立内
容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき
る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月ごろから 42 年 9 月ごろまで
② 昭和 49 年 10 月ごろから 50 年 1 月ごろまで
③ 昭和 51 年 1 月ごろから同年 4 月ごろまで

私は申立期間①はA社B支店に、申立期間②はC社に、申立期間③はD社E営業所に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間において間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る申立期間①については、申立人が事業所の所在地として供述したF市において、申立期間に同事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在していた記録が無く、管轄する法務局に照会したところ、同事業所に係る商業法人登記の記録も確認できなかった。

また、申立事業所と名称が類似する、G社及びH社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったものの、申立人が供述した申立事業所とは所在地が異なっており、事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録は確認できなかった。

さらに、申立人は申立事業所はI事業を営んでいたと供述しているところ、J市に照会したが、A社という事業所名で届出がなされた記録が確認できないとの回答であった。

C社に係る申立期間②については、同社が保管している身上書により、勤務していた期間は不明であるものの、申立人は昭和 50 年 2 月 1 日に採用されたことが認められる。

しかし、事業主に照会したところ、申立人に係る身上書の記載内容から、申立人はパート従業員としての採用であり、申立人を厚生年金保険には加入させてい

なかったと回答している。

また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険の加入について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

D社E営業所に係る申立期間③については、申立人が事業所の所在地として供述したK市において、申立期間に同事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在していた記録は確認できなかった。

また、管轄する法務局に照会したところ、L社という名称の事業所が確認できるが、オンライン記録によると、平成10年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は申立期間を含む昭和50年6月1日から51年5月21日までの期間において、夫の政府管掌健康保険（当時）の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 613

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 1 日から 57 年 7 月 31 日まで
私はA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間について間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述により、時期及び期間は不明であるが、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は事業所の所在地はB市であったと供述しているところ、同所在地において申立期間に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在していた記録が無く、管轄する法務局に照会したが、同事業所に係る商業法人登記の記録も確認できなかった。

また、申立内容について事業主に照会したところ、当時の関係書類は保存されていないものの、申立期間当時は個人事業所だったので厚生年金保険の適用を受けておらず、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかった旨回答しており、申立人が一緒に働いていたとする事業主及び同僚については、いずれも申立期間に厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 58 年 9 月までのうち数か月間
私は申立期間にA事業所総務課に臨時職員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務したことは間違いないので、申立期間について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。しかし、同事業所職員に係る人事記録を保管するB事業所及び申立事業所の後継事業所であるC事業所に照会したが、申立人に係る人事関係資料は無く、申立人が勤務した時期及び期間は特定できなかった。

また、申立人が申立期間前の昭和 49 年 4 月 1 日から 57 年 9 月 1 日まで厚生年金保険被保険者となっていた事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は 57 年 9 月 1 日から 58 年 11 月 11 日まで健康保険任意継続被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立期間当時、A事業所総務課に勤務していた職員は「申立人については分からないが、一般的に期限付臨時職員は雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入させていたが、日々雇用職員は加入させていない。」と供述しているところ、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立期間当時、A事業所において厚生年金保険被保険者であった複数の者は、期限付臨時職員として勤務した期間は厚生年金保険の被保険者記録があるが、日々雇用職員として勤務した期間は被保険者記録が無いと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 ごろから同年 5 月 ごろまで
② 昭和 42 年 5 月 ごろから同年 8 月 ごろまで

私は申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、同社から提出のあった健康保険厚生年金保険雇用保険番号被保険者名簿によると、申立期間において申立人の記録は無い。また、申立期間において同名簿に記載されている者は、申立期間に厚生年金保険の被保険者であることが確認できるが、年金事務所が保管する事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

さらに、厚生年金保険の適用について当該事業所は「一般的には3か月から6か月の試用期間があり、その後厚生年金に加入させていた。」と回答している上、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者は「3か月程度の試用期間があった。」と供述している。

加えて、当該期間において、申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

B社に係る申立期間②については、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について同社の後継事業所であるC社に照会したが、申立期間当時の資料は保管しておらず、当時の事業主は死亡しており、これらの事実を確認することはできなかった。

また、申立期間当時、申立事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間において、申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 11 日から同年 7 月 11 日まで
私は昭和 44 年 7 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日まで一貫してA社に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無い。間違いなく勤務していたので私の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫はA社の代表者であり、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は夫の政府管掌健康保険（当時）の被扶養者となっており、扶養開始年月日は昭和 52 年 2 月 11 日、扶養終了年月日は同年 7 月 11 日と記録されていることが確認でき、当該期間は申立期間と一致する。

また、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 52 年 2 月 11 日に資格喪失し、健康保険被保険者証の返納年月日は同年 2 月 15 日であることが確認できる。

さらに、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について当該事業所に照会したところ、当時の資料は保存しておらず、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に照会したところ、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。